

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 クリーン推進課

許認可等の内容		分別ごみの処理に係る手数料の免除
根拠法令等及び条項		栃木市廃棄物処理施設条例第8条第4項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市廃棄物処理施設条例第8条第4項
	参考事項	栃木市廃棄物処理施設条例施行規則第9条
	設定等年月日	平成26年 4月 5日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市廃棄物処理施設条例 (分別ごみの処理に係る手数料)</p> <p>第8条 とちぎクリーンプラザに分別ごみを搬入するときは、当該分別ごみの処理に係る手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の金額は、分別ごみの重量10キログラム(分別ごみの重量に10キログラム未満の端数があるとき、又はその重量の合計が10キログラムに満たないときは、これを10キログラムとする。)につき250円を乗じた額(消費税額及び地方消費税額に相当する金額を含む。)とする。</p> <p>3 前項の手数料の算定の基礎となる分別ごみの重量は、市長の認定するところによる。</p> <p>4 市長は、とちぎクリーンプラザに搬入しようとする分別ごみが、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項及び第2項に規定する手数料を免除することができる。</p> <p>(1) 水害、風害、震災その他の自然災害に起因して生じた分別ごみ(事業所から生じた分別ごみを除く。次号において同じ。)</p> <p>(2) 火災により生じた分別ごみ</p> <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている世帯から生じた分別ごみ(前2号の規定に該当する分別ごみを除く。)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める特別の事情により生じた分別ごみ</p>	